

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第991号

## 本山町営住宅入居者公募のお知らせ

本山町公営住宅「寺家団地」の入居者を次のとおり公募します。

【住宅の所在地】

本山町寺家449番地

【公募戸数】

1階1戸(鉄筋コンクリート2階建)

【1戸あたりの床面積】

約58平方メートル

【間取り】

和室(6畳2室)、洋室(6畳1室)、DK(約8畳)、浴室、トイレ(和式水洗)

【家賃、敷金等】

・家賃 13,300円

(所得月額より算定します)

・敷金 家賃3カ月分

・その他 浄化槽管理費等共益費あり

【入居者の資格】

・居住する住宅に困難していることが明らかなき者

又はその者(同居)より近い親族がある者。

・所得月額が15万8千円以下であること。(ただし

高齢者、障害者又は災害に付する場合は21万4千円

以下)所得月額の計算方法については、所得の種類、

家族構成等による異なるので、詳細は、お問い

合わせください。

合せてください。

・税等の滞納がないこと。

・暴力団員でないこと。

【申込方法】

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要事項を記入し、同居しよとする親族全員の住民票、

所得金額の証明書(源泉徴収票の写し等)を添付して、総務課へ提出して下さい。

【申込期限】9月28日(金)まで

※本山町ホームページに公募の記事を載せています。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22223

76-22223

76-22223

76-22223

## 乳幼児等医療費受給者証の更新申請について

### 更新申請について

乳幼児等医療費助成制度は、乳幼児等の医療費の一部を助成することにより保健の向上と福祉の増進をはかることを目的としています。

現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」で、1歳から就学前のお子様については有効期限が、一部を除き9月30日までになっています。10月1日以降は使用できなくなりますので、9月28日(金)までに更新申請をしていただきますようお願いいたします。

【申請に必要な書類】

・乳幼児医療費受給資格認定(更新)

・申請書(子供1人につき1枚記入)

・健康保険証(お子様の名前の入っているもの)

平成30年1月1日以降本山町に転入された方は、前住所地の市町村長が発行する「所得課税証明書」※なお、現在乳幼児医療費の助成を受けている方には、役場から申請書を送付します。

は、役場から申請書を送付します。

は、役場から申請書を送付します。

は、役場から申請書を送付します。

は、役場から申請書を送付します。

は、役場から申請書を送付します。

は、役場から申請書を送付します。

は、役場から申請書を送付します。

詳しいことは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76-21113

## 第4回市民後見人養成講座の受講者募集

### 受講者募集

【対象者】

成年後見制度の担い手である市民後見人として活動を希望され、全日程を受講できる方

【日時及び会場】

午前9時30分～午後4時30分

※27日(土)のみ午前9時30分～午後12時30分

会場

10月11日(木)

10月12日(金)

10月18日(木)

10月19日(金)

10月25日(木)

10月26日(金)

10月27日(土)

かきぽーと

〇階特別学習室

オーテピア高知声と  
点字の図書館1階  
会議室

【募集人員】30人程度

【受講料】3千円(テキスト、資料代)

【申込み又は問い合わせ】

9月14日(金)までに電話またはFAX左記まで

高知市社会福祉協議会

電話 0888-8556-5553

FAX 0888-8556-5549

### 毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんのからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。  
相談は、委員の自宅で受け付けるほか、毎月第3木曜日(1)町役場(2)定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】9月20日(木) 午前10時～正午

【場所】役場1階市民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅 本山町本山3-1-3番地80

電話 76-220001

### 毎月第3金曜日は、高知地方裁判所

#### 民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施します。口頭での心配事や悩み事がありまして、この機会に民事・家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【相談日】9月21日(金)

午後1時～3時30分まで。

(相談時間は、1組あたり30分です。)

【相談場所】役場1階市民相談室

【事前予約連絡先】

総務課 電話 76-220003

### 秋の全国交通安全運動について

9月21日(金)～9月30日(日)まで、秋の全国交通安全運動が実施されます。この運動は、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、一人ひとりが道路交差環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故を防止を防止しましょう。重点目標は次のとおりです。

① 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故

防止(特に、反射材用品等の着用の推進及び

自転車前照灯の点灯の徹底)

② 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトと

チャイルドシートの正しい着用の徹底

③ 飲酒運転の根絶

【問い合わせ先】

本山町交通安全市民会議事務局(総務課)

電話 76-220003

### 帰全の森トレーニングルームの

#### 使用期間延長について

帰全の森トレーニングルームの使用が8月末までとなっておりますが、10月末まで利用可能となりました。

利用料金は1か月5400円から利用できます。

詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

教育委員会 社会教育班 電話 76-220084

### 総務課「臨時職員」の募集について

【業務内容】総務課事務補助

【採用人員】1名

【任用期間】平成30年10月～平成31年3月(予定)

【資格等】

・普通自動車免許資格のある方

・パソコンの基本操作ができる方

【勤務時間】

原則、祝祭日等を除く月曜日から金曜日の週5日。

午前8時30分から午後5時15分まで

【給与】日給7,100円～

(本山町臨時職員等に関する要綱による。)

【申し込み】写真付き自己履歴書を提出

【申し込み期限】9月20日(木)

【面接日】9月21日(金)午後1時30分

【場所】本山町役場第一会議室

【提出及び問い合わせ先】

〒781-36001 本山町本山5004

総務課 電話 76-220003

